

平成25年度

介護保険指定事業者集団指導

本日の次第

- 基準条例の制定について
- 指定更新について（H26.3.31有効期間満了事業者）
- 介護職員処遇改善加算について
- サービス提供責任者の取扱いについて
- 介護職員による喀痰吸引等の実施について

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

基準条例の制定について

義務付け・枠付けの見直しの趣旨・経緯

- 地方分権を進めるためには、これまで国が一律に決定し義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するよう改めることが必要
- 義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、「施設・公物設置管理の基準」等について、第1次一括法、第2次一括法等により、見直しを実施
- 地方議会での地域特性に応じた特色ある条例の制定を通じて
 - ・ 地域特有の問題の解決
 - ・ きめ細やかな住民サービスの提供
 - ・ 効率的な予算執行
 - ・ 自治体の政策法務力の向上
 - ・ 地方議会の審議の活性化などにつながり、地方分権改革の成果が具体化

条例に委任する場合の国が示す基準 ①

「従うべき基準」

- ・必ず適合させなければならない基準
- ・当該基準に従う範囲での地域の実情に応じた内容を定めることは許容されているものの、**異なる内容を定めることは許されないもの**

「標準」

- ・通常よるべき基準
- ・合理的な理由のある範囲内で、**地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることを許容**

「参酌すべき基準」

- ・**十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの**

2

条例に委任する場合の国が示す基準 ②

基準省令	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
居宅サービス (H11第37号)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に係る基準及びその員数 ・居室、療養室及び病室の床面積 ・サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして省令で定めるもの 	利用定員	左記以外の基準
予防サービス (H18第35号)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者及びその員数 ・居室の床面積 ・サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして省令で定めるもの 	利用定員	左記以外の基準

※ 居宅介護支援（H11第38号）については、条例委任されていない

3

条例に委任する場合の国が示す基準 ③

基準省令	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
介護老人福祉施設 (H11第39号)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者及びその員数 ・居室の床面積 ・サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして省令で定めるもの 	—	左記以外の基準
介護老人保健施設 (H11第40号)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者及びその員数（注1） ・サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして省令で定めるもの 	—	左記以外の基準（注1）
介護療養型医療施設 (H11第41号)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者及びその員数 ・病室の床面積 ・サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして省令で定めるもの 	—	左記以外の基準

（注1）療養室、診察室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準については、厚生労働省令で定めるところによる。

4

基準条例制定までの経緯

H23.5.2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）公布

H23.10.7 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号）公布

H24.1.10 関係団体等への条例制定に関する意見照会

H24.2.23 高齢者安心計画作成・推進委員会で条例案を了承

H24.10.8～11.8 条例案についてのパブリックコメントを実施

平成24年第5回岐阜県議会定例会において条例案可決
（平成24年12月26日 公布、平成25年4月1日 施行）

5

基準条例の名称 ①

今後、人員・設備及び運営に関する基準は、基準条例が適用される。
基準条例の解釈については、県が定める基準要綱による。

○居宅サービス

基準条例	省令
岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）

6

基準条例の名称 ②

○施設サービス

基準条例	省令
岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第80号）	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第81号）	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）

7

岐阜県の独自基準 ①

居室定員の緩和	
理由	入所者の経済的な負担の軽減のため、低廉な費用負担で利用できる居室を配置する等、多様なニーズに応える必要があるため
条例	省令
(設備) 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 2 前項に掲げる施設のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 居室 イ 一の居室の定員は、 4人以下 とすること。	(設備) 指定介護老人福祉施設の設備の基準は次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、 1人と すること。 ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、 2人と することができる。
対象サービス	介護老人福祉施設

8

岐阜県の独自基準 ②

運営規程に明記する重要事項の見直し	
理由	「苦情処理体制」については、事業者の指定の際に、その概要を提出することが求められる重要事項であり、「緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続」については、人権擁護に関する重要な事項であるため
条例	省令
(運営規程) 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 七 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続 八 苦情を処理するために講ずる措置の概要 九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項	(運営規程) 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 七 その他施設の運営に関する重要事項
対象サービス	【苦情処理体制】 全サービス 【身体拘束の手続】 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

※下線部はサービスごとに読み替え

9

岐阜県の独自基準 ③

掲示方法の追加

理由	施設（事業所）が自らの責任において広く情報を発信することにより、情報発信のプロセスを通じて、施設（事業所）自身によるサービスの質の改善への取組みが促進される効果を期待するため	
	条例	省令
	<p>（掲示等）</p> <p>指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項の重要事項について、当該指定介護老人福祉施設のホームページに掲載する等、周知に努めなければならない。</p>	<p>（掲示）</p> <p>指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
対象サービス	全サービス	

※下線部はサービスごとに読み替え

10

岐阜県の独自基準 ④-1

記録の保存期間の見直し

理由	介護報酬の過払いの返還請求権は、地方自治法により5年間であることから、指導監査において施設（事業所）に必要な文書を残しておくようにするため	
	条例	省令
	<p>（記録の整備）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>
対象サービス	全サービス	

※下線部はサービスごとに読み替え

11

岐阜県の独自基準 ④-2

「5年間」の起算点

「記録を整備した日」の翌日から起算して5年間保存

「記録を整備した日」の定義

○全サービス共通 (例) 訪問介護 ※下線部はサービスごとに読み替え

記録等の名称	記録を整備した日
一 訪問介護計画	計画が完了した日
二 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日
三 第26条の規定による市町村への通知に係る記録	通知を発出した日
四 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録	記録を作成した日
五 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	記録を作成した日

12

岐阜県の独自基準 ④-3

○サービス独自

条例に特別の定めがないものについては、

下記を除き「記録を整備した日」＝「記録を作成した日」

サービス名	記録等の名称	記録を整備した日
訪問看護	第六十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書	指示の文書の交付を受けた日
短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	身体的拘束等を解除した日

※ 条例に特別の定めがあるものについては、条例のとおり。

(例) 特定施設入居者生活介護

八 施行規則第六十四条第三号の規定による書類	提供したサービスが完結した日の属する月の翌々月の末日
------------------------	----------------------------

13

基準条例の制定による 運営規程の変更届出について

○変更の届出が必要となる事業者

運営規程に下記の定めがない事業者

重要事項に定める内容	対象サービス
緊急やむを得ない場合に 身体拘束等を行う際の手続	短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、介護療養型医療施設
苦情を処理するために 講ずる措置の概要	全サービス

※ 記録の保存期間を「完結の日から2年間」と定めている場合 等
についても変更が必要となります。

○変更の届出期限 平成25年9月30日

運営規程の変更が必要となる事業者は、速やかに変更を行い、
変更後10日以内に振興局（事務所）等に届出を行ってください。

14

指定の有効期間満了日が平成26年3月31日の 介護サービス事業者の指定更新について ①

平成18年度の制度改正により介護サービス事業者の指定に有効期間
(6年) が設けられました。

平成25年度末には、平成12年4月1日～平成14年4月1日に当初の
指定を受けた事業者が一斉に更新時期を迎えることから、申請手続き
の混乱を避けるため、下記のとおり特例措置を設けます。

○対象となる事業所

指定の有効期間の満了日が平成26年3月31日

の事業所（指定日又は指定更新日が平成20年4月1日の事業所）

○更新申請書の特例受付期間

平成25年11月1日～平成26年1月31日

※ 上記の受付期間を地区等により細分化することがありますので、
詳細な日程等については、振興局（事務所）等にお尋ねください。

15

指定の有効期間満了日が平成26年3月31日の 介護サービス事業者の指定更新について ②

○申請書等の入手方法

岐阜県高齢福祉課の「様式ライブラリ（下記）」からダウンロードしてください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/korei/iigyosha/shinse-yoshiki/library-iigyosha.html>

※ 申請に必要な書類は、各サービスごとの「指定申請に係る提出書類チェック表」をご覧ください。

○留意事項

- ・ 申請書の提出にあたっては、振興局（事務所）等へ事前に連絡のうえ、原則として来庁いただくようお願いします。
- ・ 休止中の事業所は指定の更新を受けることはできません。
- ・ 変更事項がある場合は、変更の届出も行ってください。

16

介護職員処遇改善加算について

○改善計画書の提出

- ・ 介護職員処遇改善加算を算定している事業者が、翌年度も引き続き加算を算定するときは、**前年度の2月末までに提出**
 - ※ 介護職員処遇改善計画書添付書類（キャリアパス要件等）に関して変更事項が無い場合、添付書類の省略可。
- ・ 年度の途中で加算の算定を開始する場合は、加算の算定を受けようとする月の前々月の末日までに提出

○実績報告書の提出

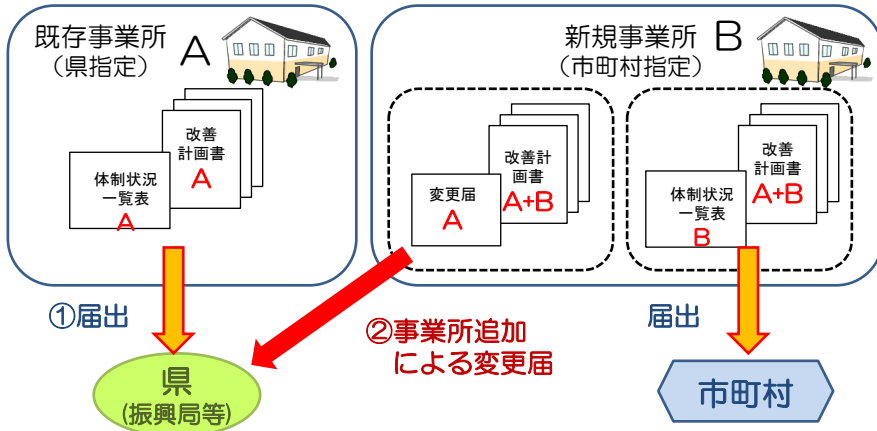
- ・ 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出
 - ※ **計画書を提出した振興局（事務所）等へ提出**

(例)	2月	平成25年度改善計画書	提出
	5月	平成24年度最終支払（H25.3サービス提供分）	
	7月	平成24年度実績報告書	提出

17

○変更届：年度の途中で事業所が増加した場合

- ① 当初、県が指定するA事業所のみで改善計画書を届出。
- ② 年度途中で市町村が指定するB事業所を開設し、改善計画に追加する場合、**B事業所の市町村**に、B事業所を追加した改善計画書を届けるとともに、**県に計画書の変更を届け出る必要**があります。



18

○介護職員処遇改善加算：よくある質問

Q 提出した改善計画書の改善方法に変更が生じた場合は？

実績報告時において、変更した旨の説明書を添付すること、また、従業員に対し改善方法の変更について周知していることが必要。

Q 介護職員処遇改善計画書における賃金改善の基準点は？

処遇改善交付金を受けていた事業所については、平成23年度の賃金水準から交付金による改善を行っていた部分を除いた水準。交付金を受けていない事業所については、平成23年度の水準。

Q 改善計画における改善期間を平成24年7月からとしていた場合、平成24年6月まで勤務していた介護職員は対象になるのか。

改善期間内において勤務実績がある者を対象とする。

Q 介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えた場合、介護職員処遇改善加算はどのように算定するのか。

対象にならない。

利用者負担を算出する際には、介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えているか否かを確認した上で超えている場合には、超過分と当該超過分に係る加算は保険給付の対象外となる。(国Q&A)

19

「介護職員初任者研修課程」の創設（平成25年4月1日）に伴う サービス提供責任者の取扱いについて

○サービス提供責任者の要件

- 1 介護福祉士
- 2 **介護職員初任者研修課程を修了した者（※1）であって
3年以上介護等の業務に従事した者（※2）**

※1 介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級・2級課程の修了者については、**初任者研修課程修了とみなされる。**

※2 **実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師等は、実務経験を要件としない。**

○2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算

**訪問介護員養成研修2級課程を修了した者、
平成25年度以降に介護職員初任者研修課程を修了した者
が減算の対象となる。**

20

介護職員による喀痰吸引等の実施について

○たん吸引等（不特定多数の者対象）：よくある質問

Q 介護職員は『誰でも』たんの吸引等ができますか？

喀痰吸引等に係る一定の研修を受け、**認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた方のみ**が医師の指示の下で行うことができます。

Q 一定の研修とはどのようなものですか？

登録研修機関が行う「講義」「演習」「実地研修」からなる研修です。

Q 事業所に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員がいれば、たんの吸引等はできますか？

自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う事業者は、事業所ごとに登録特定行為事業者の申請を県庁高齢福祉課に行う必要があります。

21

Q 介護福祉士であれば、『誰でも』たんの吸引等ができるようになったのでしょうか？

平成27年度国家試験合格者から可能となります。

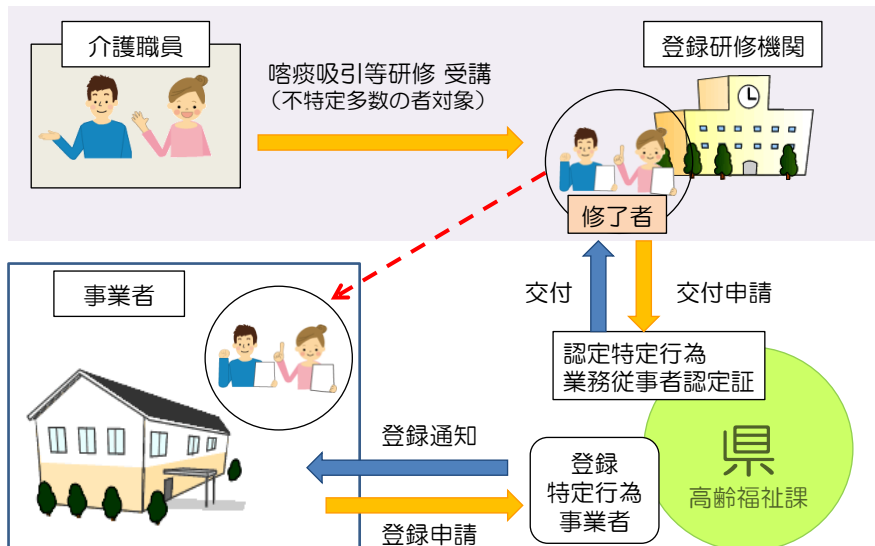
現在、介護福祉士の資格を有している方が、たんの吸引等を行うためには、登録研修機関が行う研修を修了し、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けることが必要です。

Q 看護師、准看護師の資格を有する訪問介護員が、たんの吸引を行う場合も、手続きは必要ですか？

「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請は不要ですが、事業としてたんの吸引等を行おうとする事業者は、登録特定行為事業者の登録申請を県庁高齢福祉課に行う必要があります。

22

介護職員がたんの吸引等を行うまでの手続き



※ 喀痰吸引等（特定の者対象）の研修・登録手續等については、県 障害福祉課にお問い合わせください。

23

香料自粛のお願い

香料（香水・整髪料など）等は、化学物質過敏症の方にとっては、頭痛やめまい等の健康被害を発生させる要因となることがありますので、配慮されますようお願いいたします。

「化学物質過敏症」をご存知ですか？

建材をはじめ、家庭用品や化粧品などに含まれる化学物質に敏感に反応して、頭痛、めまい、のどの痛み、皮膚感覚の異常など様々な症状を示すとされるものです。

一度、ある程度の量の化学物質にさらされ発症しますと、それ以降は、ほんのわずかな量の化学物質にも過敏に反応するようになります。

発症等のメカニズムについて、まだまだ未解明な部分があり、専門家による研究が進められています。

ここに掲示施設名を入力して拡大印刷し、施設出入口付近に掲示してください。